

第6章

まちづくりの実現に向けて

# 1 基本的な考え方

## 1-1 まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

まちづくりは、そこに生活する様々な人々が主体的かつ、継続的に推進していく取り組みです。そのために、まちに関わるすべての主体が連携し、協働で目指すべき都市像を実現していくことが必要です。

都留市ではこれまでも「まちづくり活動支援センター<sup>\*1</sup>」の設立をはじめ、市民主体の活動が活発に行われています。都留市のまちづくりは、このような市民主体の取り組みを基調としつつ、まちづくりに関わる主体（市民、民間組織、企業、行政）のそれぞれが主体的な役割を認識するとともに、まちづくりの理念や目標を共有し、相互の適切な役割分担と共同により進めていきます。

また、まちづくりは、施設整備などのハード面だけで成せるものではなく、ソフト面の施策との連携が不可欠です。

そのため、まちづくりの体制を強化すること、まちづくり活動を充実させること、本マスタープランを効果的に運用し実行性のあるまちづくりを推進することを通して、ハードとソフトを両輪としたまちづくりを進めていきます。

## 1-2 まちづくり主体の役割

### ●市民の役割

- ・市民はまちづくりの主役として、身近なまち点検を行ったり、まちを良くしていく方法を隣近所の人と話あったり、まちづくり活動に参画するなど、自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

### ●民間組織・団体の役割

- ・NPO（民間非営利組織）やボランティア団体、地域の自治会などの既存の活動団体やコミュニティ組織などは、今後のまちづくりに大きな役割をはたしていくことが期待されており、まちづくりの牽引役として活発な活動を展開していくことが求められています。

### ●企業（事業者）の役割

- ・民間の企業（事業者）は、それぞれの企業活動を通して直接的・間接的にまちづくりに関わっています。企業もまちづくりの担い手の一員として、その役割と責任を理解し、まちづくりに積極的に参画することにより、社会的な役割を果たしていくことが求められています。

（注）\*まちづくり活動支援センター\*1：都留市市民活動推進条例の基本理念に基づき、市民活動を推進する拠点として平成15年に設置された。

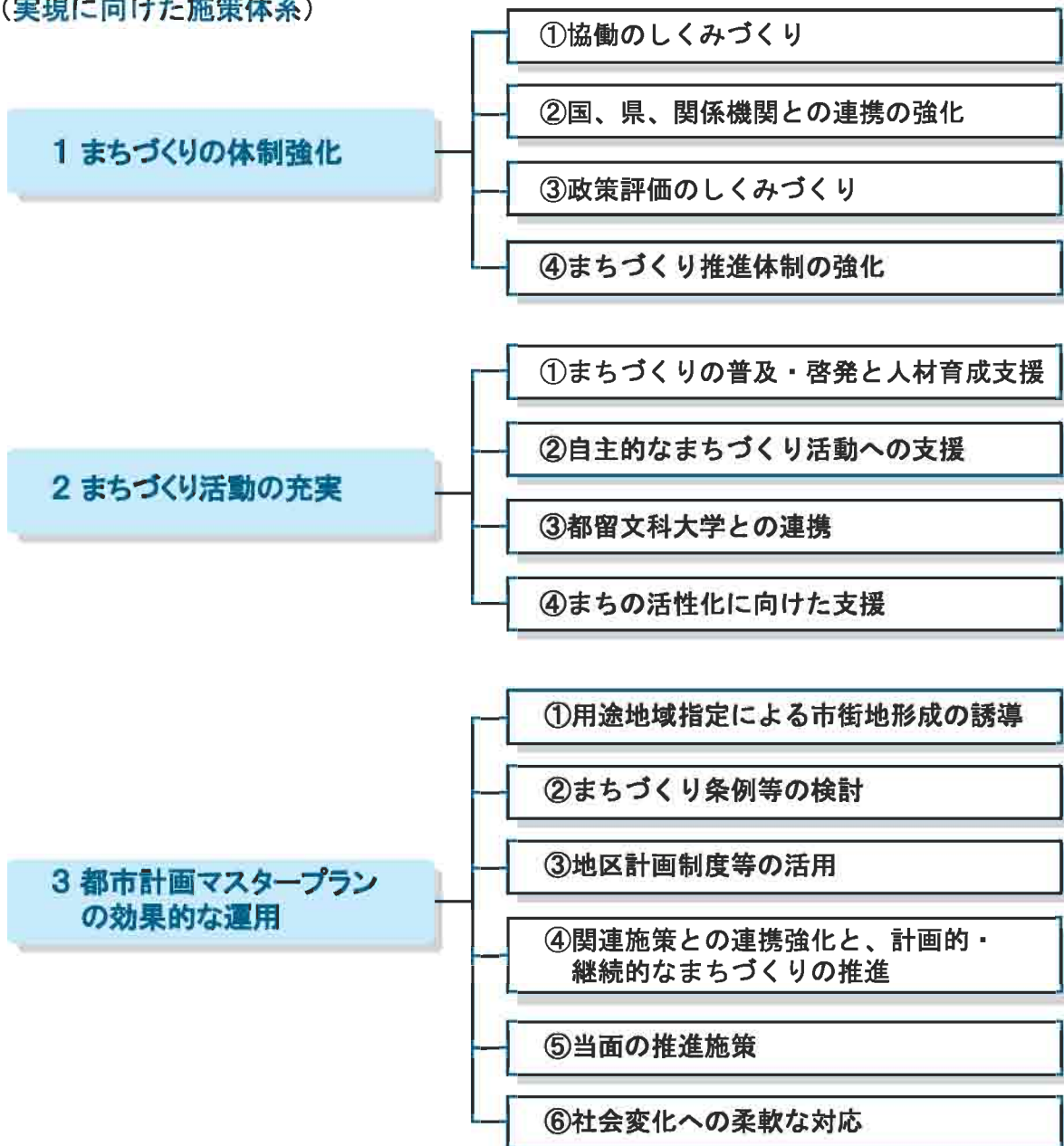
●行政の役割

- ・市をはじめとする行政は、「都留市都市計画マスタープラン」に基づき、市民や企業等との協働によって、都市計画の決定や具体的なまちづくりの施策を総合的な視点に立って効率的に推進していきます。また、市民主体のまちづくりを積極的に推進していくため、情報公開、意識啓発、自主的なまちづくり活動の支援、まちづくり推進体制の充実などを図っていきます。

1-3 まちづくりの実現に向けた施策体系

都留市都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを実現化していくために、次のような施策体系により施策を推進します。

(実現に向けた施策体系)



## 2 実現に向けた施策

### 2-1 まちづくりの体制強化

まちづくりを効率的に推進していくためには、それを支える行政内部の体制づくりや人材育成、協働のしくみづくりを強化していくことが重要です。また、国、県をはじめとする関連機関との連携を強化するとともに、計画の進捗状況の把握、施策や事業の推進の評価などについて、そのしくみづくりを検討していきます。

#### ① 協働のしくみづくり

まちづくりには、市民、民間組織・団体、企業、行政など多様な主体が関わってきます。円滑に協働のまちづくりを進めていくためには、これらの主体を連携づける組織や体制が必要です。

そのため、都留市都市計画マスタープランの検討にあたった「まちづくり研究会」をモデルとした組織を継続させ、まちづくりにおける市民の検討組織としての活用を検討します。この組織は、各地区の代表とともに常に公募によって新しい人材を確保していきます。

このほか、まちづくり市民活動支援センターの積極的な活用について検討を進めていきます。

#### ② 国、県、関係機関との連携の強化

都市計画マスタープランの実現にあたっては、各種関係機関との連携が不可欠です。そのため、本マスタープランを実現するために、国、県をはじめ関係機関との連携を強化していきます。特に国道139号都留バイパスや中央リニア新幹線、県道の整備については、国・県へ早期の実現を働きかけていきます。

また、周辺市町村、富士急行などの民間の交通事業者、警察、消防など多様な関係機関との協力・調整のもと、まちづくりを推進していきます。



まちづくり研究会



### ③ 政策評価のしくみづくり

都市計画マスタープランは、都市計画における総合指針となる計画ですが、マスタープラン自体は具体的な事業や規制などの拘束力を有するものではありません。今後、本マスタープランの指針に沿ってまちづくりを推進していくためには、施策の中から優先順位を定め、継続的な実施を図るとともに、その進捗状況を把握し、未解決の課題を常に把握しておくことが重要です。

そのため住民の参加を得て、施策や事業の推進について評価できるしくみづくりを検討していきます。

### ④ まちづくり推進体制の強化

都市計画マスタープランに基づきまちづくりを推進していくためには、都市計画や建設分野だけでなく、福祉、商工、観光、教育、文化、農政などの分野とも連携しながら総合的に進めていく必要があります。そのため、個々のまちづくりに関連する計画や事業を相互に調整し、まちづくりを推進する横断的な行政組織の検討など、体制を整えていきます。



## 2-2 まちづくり活動の充実

都留市のまちづくりに当たっては、ハード面だけでなくソフト面についても充実を図り、多様なまちづくり活動を展開していきます。そのためには、まちづくりに関わるすべての人々が基本的な考え方を共有していく必要があります。そこで、情報公開やPRなどの普及・啓発、まちづくりを進める基本となる人づくりを進めます。

市民、団体、企業等の自主的なまちづくり活動に対しては、支援を行っていきます。また、それらの活動が有効かつ継続的に行われ、まちの活性化につながる支援策やしくみづくりを検討していきます。

### ① まちづくりの普及・啓発と人材育成支援

まちづくりを実践していくためには、都留の将来像を皆で共有し、まちづくりに対する市民、民間組織・団体、企業、行政の共通認識を育てていく必要があります。

そのため、広報、ホームページでの情報公開、パンフレット等によるPR、シンポジウム、まちづくりセミナーの実施などを通してまちづくりの普及・啓発を進めていきます。また、「都留市市民活動推進条例」を活用して、まちづくり市民活動支援センターとの連携を図りながら、まちづくり活動の普及・啓発やまちづくりに関わる人材の育成を支援していきます。



都留市まちづくり市民活動支援センター

さらに、市民間の情報ネットワークシステムとして開設した「ハートフルネット都留<sup>\*1</sup>」の普及・活用を推進します。

### ② 自主的なまちづくり活動への支援

市民や団体等が自分たちの住むまちを良くしようと自発的に取り組む地域のまちづくり活動に対し、必要な情報提供、まちづくり専門家の派遣などの支援策を検討していきます。

NPO（民間非営利組織）やボランティア団体などの活動やその中から出てくる積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。このような活動が広がり、活力あるまちづくりにつながるようまちづくり活動拠点の確保・充実を検討していきます。また、NPO、ボランティア団体、企業等との協働事業（環境調査、高齢者IT講習、子育て支援サークル等）の実施やそれらの活動を支援する組織、市独自のしくみについて検討していきます。

(注) \*ハートフルネット都留<sup>\*1</sup> : 2003年総務省eまちづくり事業で全国ベスト100に選ばれ、国の委託により開設することができた市民ポータルサイト。全国でもまだこれからの試みで、山梨県では初めてのコミュニティポータルサイトである。

### ③ 都留文科大学との連携

都留市の大きな資源である都留文科大学の立地を活かし、専門的知識を持った教職員やそこで学ぶ学生との連携を図り、まちづくり活動を展開していきます。

大学との連携を図りながら、水辺づくりや里山の保全などの市民生活やまちづくりに密着する研究活動や市民との協働に対する支援策や体制づくりを検討していきます。特に、総合運動公園、楽山球場周辺は都留文科大学の「地域交流センター」のフィールドミュージアム構想と連携を図り、協働のまちづくりを推進します。

### ④ まちの活性化に向けた支援

まち中の活性化は全国的な課題ですが、本市においてもまちづくりの主要な課題のひとつです。こうした問題は、単発的な施策や事業で解決できるものではなく、ハード・ソフトを含め、総合行政としての対応が求められます。また、市民や民間との連携も不可欠です。

そのため、活性化に向けた多様な施策を組み合わせ、効果的な推進を目的に中心市街地活性化法の適用を検討します。

また、地域経済の活性化と地域課題の解決を目指し、コミュニティビジネスへの支援策、連携のしくみについて検討します。

#### ●参考：コミュニティビジネスについて

##### ■コミュニティビジネスとは

コミュニティビジネスとは、地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行う地域密着型の小規模ビジネスで、利益の追求だけでなく地域課題の解決を目指すものです。

##### ■実施主体

コミュニティビジネスの実施主体は、NPO（民間非営利組織）、企業組合、農業法人のほか、有限会社、株式会社などにより運営されます。

##### ■実施効果

コミュニティビジネスを実施することで次のような効果が期待されます。

- ・個人の働きがいや生きがいなどの自己実現の追及
- ・行政では対応できない多様なサービスや企業では採算の合わない種類のサービスの提供を通しての、地域コミュニティの再生
- ・女性、高齢者などのまだ十分に活躍の場が提供されていない層の社会参画の拡大や、就業・雇用の場の提供
- ・地域における新たな創業の機会を提供。また、創業・ベンチャービジネスへの展開のための苗床としての可能性

##### ■期待されている分野

コミュニティビジネスの活躍の分野は、生活密着型ビジネス（介護サービス、家事サービス、子育て支援等）をはじめ、地域振興（まちづくり、文化の継承・創造、国際交流等）や資源循環型社会の進出（環境・エネルギー・リサイクルの推進等）の他、今後新たな産業の創出や産業創出支援などの分野での活躍が期待されています。

## 2-3 都市計画マスタープランの効果的な運用

本マスタープランを効果的に運用し、その実行性を高めるために長期的な視点から計画的なまちづくりを図るとともに、整備の方針に基づいた土地利用や景観等の誘導を、住民参加のもとに実現していきます。また、暮らしやすく質の高いまちを実現していくため、まちづくり条例の制定や地区計画制度の導入などを、地域住民とともに検討していきます。

### ① 用途地域指定による市街地形成の誘導

土地利用の計画的な誘導を着実に実行していくためには、法的な拘束力のある制度の導入が効果的です。現在、田野倉や上谷地区の一部など、用途地域の指定されていない区域で市街化が進行している地域があります。これらの地域については、本マスタープランの土地利用方針に基づき適正な用途地域の指定を検討します。

### ② まちづくり条例等の検討

質の高いまちづくりを協働によって実現していくためには、市民、団体、企業、行政がまちづくりに取り組む姿勢や理念について共通認識を持ち、それを実行に移していくことが重要です。

このような観点から、先に述べた「地区計画」や「建築協定」などに加えて、市民、団体、企業、行政がまちづくりを進めていく上での共通のルールとなる「まちづくり条例」等の制定に向けて検討します。

### ③ 地区計画制度等の活用

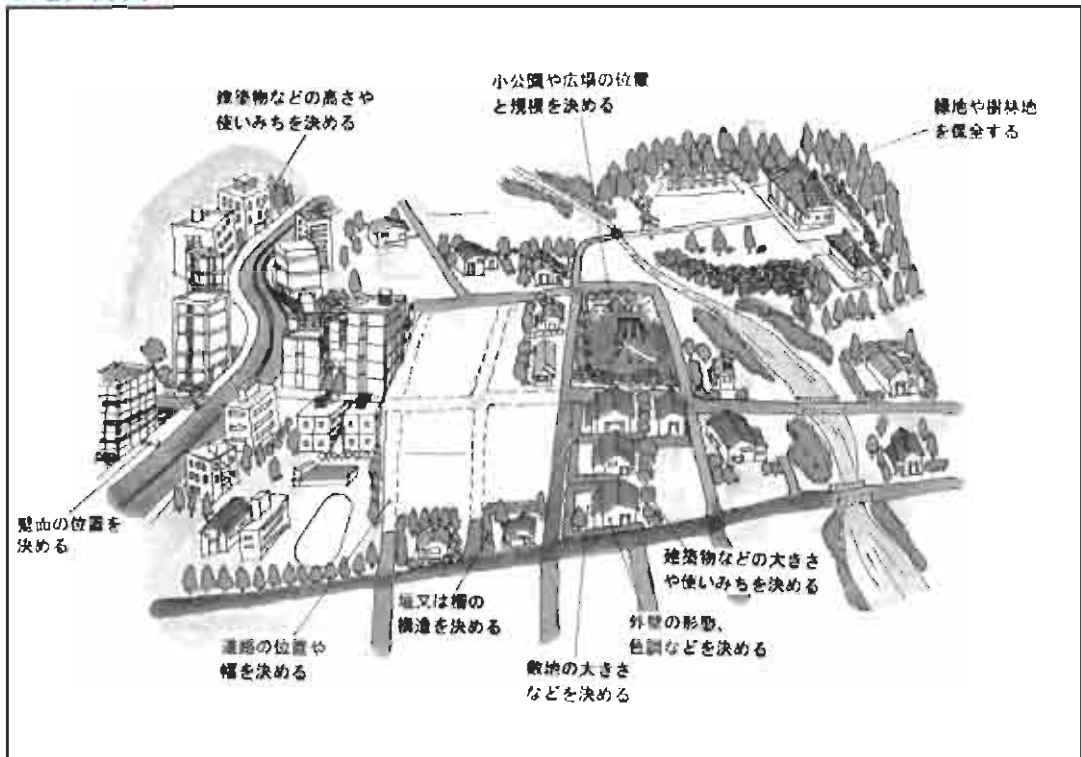
各地域の特性にあった、質の高いまちは、ハードな事業や法律による規制だけでは実現できません。市民自らが都留市での暮らしを大切に、皆で生活するための共通のルールを創り、それを守っていく必要があります。

ルールづくりはまちづくりの原点でもあり、コミュニティづくりにもつながります。ルールづくりの過程で、地域のコミュニケーションも活発になり、まちを大切にしたいという共通意識も育みます。

まちづくりのルールには、法律で定められた「地区計画」や「建築協定」、住民が任意に定める紳士協定的な「まちづくり協定」などがあります。市では、ルールづくりをまちづくり推進の重要なきっかけと考え、こうした制度の活用と住民のルールづくりを積極的に支援していきます。



## ●地区計画のイメージ



## ④ 関連施策との連携強化と、計画的・継続的なまちづくりの推進

まちづくりは、長期的な取り組みが必要で、多大な費用もかかります。都市計画マスタープランに示された理念や基本的な方針を着実に推進していくため、整備の緊急性や事業化の熟度、事業効果など様々な角度から施策を検討し、計画的・継続的にまちづくりを進めます。

また、まちづくりを進める施策には、さまざまな視点がありますが、それぞれの施策を単体として推進するのではなく効果的に連携させることによる計画的かつ効率的なまちづくりが求められています。

このため市では、これらの施策を推進する際の連絡調整、住民のまちづくり活動の横のつながりをとるための交流会の開催など、関連施策やまちづくり主体の連携強化に努めます。

さらに、国、県の補助制度の活用や、民間との連携も含め幅広い財源確保の可能性を探りながら、計画的・継続的なまちづくりの推進を図ります。

## ⑤ 当面の推進施策

本マスタープランを実現していくためには、長期的な視点とともに、まちづくりを始動させる施策に着手し、継続的に実行していく視点が重要です。まちづくりをまず始動させるための第一歩として、当面着手すべき施策を「当面の推進施策」として位置づけ推進していきます。

### ●当面の推進施策

#### ○都留ウォーキングトレイル事業の推進

- ・市街を中心に各所や施設、社寺、文化財等を歩いて巡るルート整備を図る都留ウォーキングトレイルの整備を推進します。
- ・設定ルートについて、危険箇所の安全対策、ベンチ等休憩スペースの設置、サイン整備などを推進します。また、まるごと博物館つる構想との連携を図ります。

#### ○まち中の小公園の整備

- ・谷村、禾生、東桂などの市街地において、暮らしの中の身近な場所に、まち中の憩いの場として小公園の整備を推進します。

#### ○中心市街地活性化基本計画の策定と城山の活用検討

- ・谷村の中心市街地を対象に、中心市街地活性化法を適用し、国の定める基本方針に即して市街地の整備改善及び商業地の活性化中核とした関連施策を総合的に実施するための「基本計画」策定を検討します。
- ・また、城山の公園化を図るとともに、架橋による中心市街地との連携強化を検討し、中心市街地の魅力向上と一体的な整備推進を図ります。

#### ○フルインター化に合わせた、交通体系の整備と新たな土地利用誘導の検討

- ・中央自動車道都留ICフルインター化の早期完成を図るとともに、関連する道路体系の整備、駐車場の確保、新たな用途地域指定の検討、準工業地域における工場誘致等による産業集積の促進を図ります。

#### ○国道139号都留バイパスの早期実現

- ・現在推進中の国道139号都留バイパスの早期全線開通を図ります。

#### ○その他

- ・上記の施策の他にも、現在事業化が検討されている都市計画道路や、幹線道路、その他の主要な道路の整備・改良、下水道の整備と浄化槽の普及なども重点的に推進します。

## ⑥ 社会変化への柔軟な対応

この都市計画マスタープランは、都留市の都市計画部門に関する将来構想や各方針を示したのですが、昨今の社会経済情勢の著しい変化を考慮すると、完全な予測は困難な状況にあり、将来的に内容が不適合となる部分が生じることも予測されます。

そのため、合併による新市の樹立や社会的・地域的情勢の変化などに柔軟に対応し、計画内容についても適宜検証を行い、弾力的に見直しや更新を行っていくものとします。



リニア実験線